

岩手県告示第818号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成27年10月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定機関の名称	変更事項	追加する事務所の所在地	変更しようとする年月日
株式会社建築構造センター	事務所の追加	長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階	平成27年9月5日